

平成31年度 保育所・認定こども園 利用申し込みのご案内

問 保健福祉課 児童福祉係
☎476-1111(144・145)

町では、平成31年度の保育所等利用申し込みを、次のとおり受け付けます。

受付期間 **平成31年1月4日(金)～1月31日(木)**
(土・日・祝日を除く 8:30～17:15まで)

■利用申込に必要な提出書類 ※すべての書類が揃わないと受理できません

1. 施設型給付費支給認定申請書兼保育所利用申込書(児童1人につき1部)
2. 保育を必要とする理由を証明する書類(保護者分)
(就業証明書・母子手帳の写し・診断書等)
3. 同意書兼誓約書

■提出先

保育認定(2・3号)……保健福祉課④窓口
教育認定(1号)……各認定こども園

■保育を必要とする事由

保育所、認定こども園(保育部分)を利用できるのは、保護者などが以下の項目のいずれかに該当することにより児童の保育ができない場合となります。

- (1) 就労 (2) 妊娠・出産 (3) 保護者の疾病、障害
- (4) 同居又は長期入院している親族の介護・看護 (5) 災害復旧 (6) 求職活動 (7) 就学
- (8) 虐待やDVのおそれがあること
- (9) 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

■大崎町保育所・認定子ども園一覧

種類	名称	定員	住所	電話
保育所	菱田保育園	50	菱田 2601	476-0568
保育所	中沖保育園	45	菱田 3093-2	477-0027
認定こども園	大崎保育園	95	仮宿 1862	476-0049
認定こども園	南光保育園	95	仮宿 1554-2	476-0025
認定こども園	野方保育園	90	野方 6095-38	478-2324
認定こども園	大丸保育園	40	横瀬 1994	476-0555
認定こども園	大崎幼稚園	100	神領 129	476-3455

- ★保育所は就労等のため家庭で保育のできない保護者に代わって、児童を保育する児童施設です。
- ★認定こども園は教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方を併せ持っている施設です。

■保育所利用料について

利用料は町民税所得割額により決定します。4月から8月分は前年度の、9月から翌年3月分は当年度の町民税所得割額により決定します。

■保育所利用料算定方法について

世帯の町民税所得割額(父母合算)により算定いたします。ただし、同居の祖父母がいる場合、祖父母のうち収入の多い方の税額も合算する場合があります。

■保育時間について

【原則】 7:00～18:00
【延長保育時間】 18:00～19:00

※延長保育を利用される場合は別途延長保育料が必要になります。
認定こども園(教育部分)は、園によって異なりますが、9:00～15:00までの間の4時間程度です。
すべての園で延長保育が利用できます。